

区立学校における3月13日以降の教育活動について

1 背景

令和5年2月10日に、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部より、マスク着用の考え方の見直し等について通知があり、3月13日から、マスクの着用については「個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする」という考え方が適用されること、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用することが示された。また、同日付で文部科学省初等中等教育局長より「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）」が発出された。

2 基本的な考え方

- (1) 令和5年3月12日までは「区立学校版 感染症予防ガイドライン (Ver.16)」を基本とした学校運営を継続する。
- (2) 令和5年3月13日から3月31日までは、同ガイドラインを基本とした学校運営を継続するが、一般には、マスクの着用は個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることが基本となっていることから、マスクの着脱を強いることのないようにする。なお、体育の授業等の運動時は熱中症予防の観点から、これまでどおりマスクを外す指導を行う。
- (3) 令和5年4月1日以降は、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされており、これらに係る留意事項等については、国の動向に注視し、改めて各校に周知する。

3 卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方

卒業式については、学校生活の中で節目となる重要な行事であり、児童・生徒等にとっても特別な意味を有するものであるから、次のとおりの扱いとする。

(1) 基本的な考え方

- ア 卒業生、教職員は式典全体を通して、マスクを外すことを基本とする。参加する在校生についても同様の扱いとする。
- イ 来賓や保護者等は国の通知に基づきマスクの着用を推奨するが、3月13日以降であることを鑑み、個人の判断に委ねることを基本とする。また、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、会場の広さを踏まえて参加人数を設定する。

(2) 式典中の考え方

- ア 発話のない入退場、卒業証書授与はマスクを外して差し支えない。
- イ 十分な身体的距離が確保できる式辞、送辞・答辞は壇上で述べる校長・来賓・児童・生徒はマスクを外して差し支えない。また、これらを聞く児童・生徒も、マスクを外して差し支えない。
- ウ 国歌・式歌・校歌等の斉唱、合唱、複数の児童・生徒による呼びかけを実施するときは、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施する。

マスクを着けられないお友達や マスクを外せないお友達があります



マスクを着けると気分が悪くなる、肌が荒れるなどで



マスクを着けられない人がいます。



また、感染への不安などでマスクを外せない人もいます。



人によってそれぞれ事情が異なります。

一人一人の違いを理解して、

お互いを認め合いましょう。



これからの感染対策とメリハリのあるマスクの着用について

☆手洗い、手や指の消毒、換気などは、これからも大切な感染対策です。

☆こんな時はマスクを着用しましょう ~まわりの人に感染を広げないために~

- ・病院やお年寄りのいる所などに行く時
- ・混んでいる電車やバスに乗る時

☆こんな時はマスクを外しましょう ~自分の健康を守るために~

- ・息苦しいなど気分が悪い時
- ・熱中症の危険がある時(体育の授業、運動部活動、登下校など)



保護者・地域の皆様へ

よろしくお願いします

偏見や差別、いじめ防止への理解について



様々な事情によりマスクの着用を希望する方や、健康上の理由等によりマスクを着用することが困難な方がいらっしゃいます。マスクの着脱をはじめ、ワクチン接種の有無などをめぐり、偏見や差別、いじめにつながるよう、ご家庭でもご指導いただきますようお願いいたします。

なお、令和5年3月13日からマスク着用は個人の判断が基本となります。学校での適用は令和5年4月1日からですが、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いいたします。